

事業者の皆様へ

2020年4月17日
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
リスク管理統括部

NEDO委託及び助成事業における「補助員のテレワーク」等について

2020年度よりNEDO委託及び助成事業で従事する「研究員」に対しては、業務管理者等による管理の下、研究実施場所以外でも実施可能な業務内容であることを前提に、「テレワーク」による従事をNEDO事業の従事時間に加えることを可能とし、労務費として計上できることとしました。

この度、4月7日に政府による緊急事態宣言がなされ、NEDOの事業者においても、大規模なテレワークが実施されていることから、2020年度に限り、「補助員」においても、以下の適用基準を満たせば、テレワークによるNEDO事業の従事を計上できることとします。

さらに、「NEDO事業のみに専属で雇用されている補助員」においては、研究員での扱いと同様に、業務管理者等が実施計画書の内容に影響を及ぼさないと認めたことを前提に、「事務処理マニュアル^{*}」で定める事由においては、他の業務に一切従事していないと見なすこととします。

以上のとおり、基本的には、NEDO事業への従事を前提として労務費への計上を認めます。なお、各省庁による雇用支援対策のための各種助成金との重複受給とならないようご注意ください。

【適用基準】

- ①テレワークの社内規程等が整備されていること（なお、未整備の場合、事業者の感染症対策による緊急対応と把握できれば可とします）
- ②業務管理者等がテレワーク者の従事状況を管理していること
- ③従事日誌等にテレワークで従事した旨を記載すること（通常作成しない補助員であっても、テレワークで従事した該当月は、従事日誌等を作成してください。）

※本件に関する基本的な考え方についての問い合わせは、下記メール宛に
お願い致します。（個別事業毎の対応につきましてはPJ担当部まで）
e-mail:helpdesk@ml.nedo.go.jp

以上

※エフォート100%の研究員が、福利厚生、有給休暇又は庶務等の事由で、当該委託事業に従事しないことがあっても、「実施計画書（3）実施内容」に影響を及ぼさなければ、他の業務には一切従事していないと見なします。

<専従であることの実例>

オ. 連続して2週間超の休暇を取得する場合（補助員の場合は業務管理者等の了承を得た場合とします。）